

税理士試験 教科書 国税徴収法 【2021年度版】(2020年8月7日 初版 第1刷)

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。

訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、誤りが判明致しました。お手数をおかけして申し訳ございませんが訂正の上、ご利用下さい。

なお、弊社HP【「ネットスクール」検索→「読者の方へ」】にて訂正資料等の最新情報を閲覧・ダウンロードできますので、ご利用下さいますようお願いいたします。

2021. 5. 28

ページ	訂正箇所	誤	正	備考
1-8	表中・年800万円以下の税率6か所	19%	15%	2020. 9. 11
1-8	表中・一番下の行の左側の税率	19%	23.4%又は19%	2020. 9. 11
1-8	表中・一番下の行の右側の税率	19%	23.2%又は19%	2020. 9. 11
1-18	表中・所得割の右(縦書)	軽減定率適用法人	軽減税率適用法人	2020. 9. 11
1-18	表中・一番下の行	軽減定立不適用法人	軽減税率不適用法人	2020. 9. 11
1-19	表中・所得割の右(縦書)	軽減定率適用法人	軽減税率適用法人	2020. 9. 11
1-19	表中・所得割の右の下方	軽減定率不適用法人	軽減税率不適用法人	2020. 9. 11
1-29	側注	*01) ~2月を経過した日」~2月を経過した日」が期限~	*01) ~2月以内」~2月以内」が期限~	2020. 9. 11
1-35	側注	*08) 徴収の猶予は不販申立~	*08) 徴収の猶予は不服申立~	2020. 9. 11
3-16	一番下の側注	*01) 時効中断について~	*01) 時効更新について~	2020. 9. 11
4-23	下から10行目	~次のいずれかに該当する~	~次のすべての要件に該当する~	2020. 9. 11
4-23	下から5行目の上	追加	(1) 次のいずれかに該当すると認められること	2020. 9. 11
4-23	下から5行目	(1) ~	①~	2020. 9. 11
4-23	下から3行目	(2) ~	②~	2020. 9. 11
4-24	上から18行目	(3) 税務署長が~	(2) 税務署長が~ ★(1)(2)の要件のすべてに該当し、このうち(1)の要件は①または②のいずれかに該当することとなります。	2020. 9. 11
4-36	下から7行目	~停止することができます。	~停止することを徴収の所轄庁に求めることができます。	2020. 9. 11
5-4	側注	*02) 権限とは、~	すみませんが、この側注を削除してください	2020. 9. 11
6-2	本文の上から2行目及び3行目	~分けられます。	~分けられます。	2020. 9. 11

6-3	下から1行目及び2行目	なお、 <u>下記確定は8/21になっていますが、確定の日</u> ～	なお、 <u>確定の日</u> ～	2020.9.11
7-2	<u>1</u> 本文の上から5行目及び6行目	～する」、さらに3項で「無記名債権*03)は動産とみなす」と規定されているため、動産の種類は～	～ <u>する</u> 」と規定されているため、動産の種類は～	2020.9.11
7-2	下から1行目	～の <u>生物</u> 、また無記名債権です。	～の <u>生物</u> です。	2020.9.11
7-24	下から8行目及び9行目	～ただし、 <u>発航の準備が終わった</u> *02)船舶～	～ただし、 <u>航行中の</u> *02)船舶～	2020.9.11
7-24	側注	*02) <u>全文</u>	*02) <u>法第70条第2項の「航行中」の船舶には、停泊中のものは含まれないとされています(商法689条参照)。なお、航空機についても、上記に準ずるものとされています。</u>	2020.9.11
9-11	側注	*02) ～ <u>公売の日から7日を経過した日</u> ～	*02) ～公売の日 <u>から起算して7日</u> を経過した日～	2020.9.11
9-14	一番下の行・図の上	～ <u>充てることができます</u> ～	～充てること <u>ができます</u> ～	2020.9.11
9-24	側注	*03) ～ <u>異議申し立ての機会</u> を～	*03) ～ <u>不服</u> 申し立ての機会を～	2020.9.11
10-14	上の方の側注	*01) 「 <u>差押先着主義</u> 」～	*01) 「 <u>差押先着手主義</u> 」～	2020.9.11
11-5	上から6行目	権で、『 <u>所有物を専有する</u> 』という点が、～	権で、『 <u>所有物を占有する</u> 』という点が、～	2020.9.11
11-35	下から1行目	<u>なお、仮登記担保</u> ～	<u>文章1行削除</u>	2020.9.11
11-42	表中上から3行目及び4行目	～ <u>小型船舶及び無記名債権を除く</u> )～	～ <u>小型船舶を除く</u> )～	2020.9.11
11-45	設例13-3の問題文上から11行目	～ <u>交付要求を税務署長D</u> ～	～ <u>交付要求を税務署長E</u> ～	2020.9.11
11-52	下から9～10行目	<u>本問の場合には、～以下の通り配当する。</u>	<u>文章2行削除</u>	2020.9.11
12-7	下から10行目	本問の場合、 <u>譲渡担保権者A</u> ～	本問の場合、 <u>譲渡担保設定者A</u> ～	2020.9.11
12-7	下から8行目	～ <u>被担保債権は納税者Aの滞納国税</u> に～	～ <u>被担保債権は物的納税責任に係るAの所得税確定分</u> に～	2020.9.11
13-33	表中・繰上保全差押の要件	次の <u>いずれかに</u> 該当	次の <u>すべてに</u> 該当	2020.9.11
14-16	下の方の側注	*01) ～ <u>資産750万円から負債350万円</u> ～	*01) ～ <u>資産750万円から負債400万円</u> ～	2020.9.11
14-21	下の方の側注	*01) ～ <u>法人税の決議書</u> ～	*01) ～ <u>法人税の申告書</u> ～	2020.9.11
14-33	下から9行目	ように、財産の <u>名義を第二次納税義務</u> としています。	ように、財産の <u>名義人を第二次納税義務者</u> としています。	2020.9.11
15-43	側注	*02) ～ <u>異議申立て、審査請求</u> ～	*02) ～ <u>再調査の請求、審査請求</u> ～	2020.9.11
7-22	側注	*02) <u>全文</u>	<u>*02) 全文削除</u>	2021.1.12
14-3	表の最下段	<u>物的限度</u>	<u>金銭限度</u>	2021.5.28
1-34	上から16行目	<u>(3) 差押</u>	<u>削除</u>	2021.5.28
1-35	上から1行目	<u>3. 時効の完成猶予</u>	<u>3. 時効の不進行</u>	2021.5.28

1-35	上から2～3行目	<u>時効期間が終了する直前に、次の完成猶予の事由が生じた場合 ～これを時効の完成猶予といたします。</u>	<u>時効期間内に、次の事由が生じた場合、～これを時効の不進行といたします。</u>	2021. 5. 28
6-25	上から10行目	<u>2. 時効更新<sup>*04)</sup>の効力</u>	<u>2. 時効の完成猶予<sup>*04)</sup></u>	2021. 5. 28
6-25	上から11行目	<u>～効力を生じた時に更新します。</u>	<u>～効力を生じた時に完成が猶予されます。</u>	2021. 5. 28
6-25	側注*04)	<u>全文差替え</u>	<u>完成猶予とは、ある一定の事が生じた場合に、時効が一時的に停止することです。</u>	2021. 5. 28